

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 博之

1 日時

平成 23 年 2 月 28 日（月曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 59 分散会（うち休憩 午前 11 時 56 分～午後 1 時 3 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、
高橋但馬委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、小西和子委員、斉藤信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、工藤担当書記、猪久保併任書記、泉併任書記

6 説明のために出席した者

労働委員会

小川労働委員会事務局長、吉田審査調整課総括課長

商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、伊藤雇用対策・労働室長、
阿部経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、
福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、
津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、川村雇用対策・労働室労働課長

教育委員会

法貴教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、
及川参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、
宮野教育企画室学校施設課長、高橋学校教育室学校企画課長、
多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、
錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、
中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、
鈴木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、
田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、
佐々木学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、
菊池教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

総務部

小原副部長兼総務室長、八重樫総務室管理課長、紺野法務学事課総括課長、

清水法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議 案)

議案第 56 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 5 款 労働費中 労働委員会関係

(2) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

議案第 56 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 5 款 労働費中 商工労働観光部関係

第 2 条第 2 表中

第 5 款 労働費

第 7 款 商工費

議案第 62 号 平成 22 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）

(3) 教育委員会関係審査

(議 案)

議案第 56 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 10 款 教育費中 教育委員会関係

第 11 款 災害復旧費中 第 3 項 教育施設災害復旧費

第 2 条第 2 表中

第 10 款 教育費中 教育委員会関係

第 11 款 災害復旧費中 第 3 項 教育施設災害復旧費

(4) 総務部関係審査

(議 案)

議案第 56 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 10 款 教育費中 総務部関係

第 2 条第 2 表中

第 10 款 教育費中 総務部関係

○高橋博之委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により審査を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第 56 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○吉田審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の 129 ページをお開き願います。

今回御審議をお願いいたしますのは、第 5 款労働費、第 3 項労働委員会費につきまして、52 万 7,000 円を増額しようとするものでございます。目別の内訳といたしましては、1 目委員会費 115 万 7,000 円の減額は、労働者委員が 5 月から 9 月まで 1 名欠員となっていたことに伴う報酬の減など、また 2 目事務局費 168 万 4,000 円を増額は、事務局職員の人件費、物件費の過不足をそれぞれ補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 労働者委員が 5 月から 9 月まで 1 名欠員だったと、この欠員になった理由、あと、10 月以降は新しいメンバーの労働者委員になったと、こういうことでしょうか。まずそこから。

○吉田審査調整課総括課長 5 月から 9 月まで労働者委員が 1 名欠員というのは、申し出により辞任ということでございます。それから、今年度は委員の改選期でございまして、10 月からの任期ということで、10 月には定員の委員が就任されておるということでございます。

○斉藤信委員 辞任の理由は何ですか。

○吉田審査調整課総括課長 一身上の都合ということでございます。

○斉藤信委員 労働者委員とか公益委員とかいると思いますが、どういう委員だったのか。それと、今年度の労働委員会の開催状況、付議案件、処理状況を示していただきたい。

○吉田審査調整課総括課長 労働委員会の開催につきましては、毎月1回の定例総会がございます。そのほかに委員によります労働相談等やっております——それから今年度の取り扱い件数についてでございますが、2月現在で不当労働行為事件が1件、労働争議の調整事件が3件、個別労使紛争のあっせんが3件でございます。

○斉藤信委員 どういう労働委員だったの、辞任したのは。

○吉田審査調整課総括課長 辞任された労働者委員につきましては、労働者側委員でございます。

○斉藤信委員 労働者側の委員、連合の委員が。

○吉田審査調整課総括課長 はい。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、商工労働観光部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○齋藤商工労働観光部長 冒頭にお許しをいただき、当部職員の不祥事について御報告とおわびを申し上げます。

当商工労働観光部の40代の男性職員が東京都のいわゆる迷惑防止条例違反の疑いにより、2月8日、出張先の都内で警視庁愛宕警察署に逮捕されるという事件が発生いたしました。日ごろから部内職員に対しましては、県職員は公務員として法令等の遵守を率先する立場にあることから、公務中に限らず、勤務時間外においても県民の信頼を損ねるような行動は厳に行わないように注意喚起を行ってきたところであります。しかしながら、今回、部内職員から逮捕者が出たということはまことに遺憾であり、この場をおかりいたしまして深くおわび申し上げる次第であります。

この事件を受けまして、当部では事件発生後直ちに各所属長を通じまして、職員に対し法令遵守と公務員の倫理の保持等について、改めて指導徹底を図るよう指示したほか、私からは全部内の職員に対しまして、注意喚起を促すメッセージを送信いたしましたところであります。今後、一層、県民の皆様の信頼回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、今回の事件を起こした職員の処分は検察当局の判断を踏まえ、今後総務部において適切に対応することとなります。まことに申しわけございませんでした。

○高橋博之委員長 次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第56号平成

22 年度岩手県一般会計補正予算第 6 号中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費のうち商工労働観光部関係及び第 7 款商工費、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 5 款労働費及び第 7 款商工費並びに議案第 62 号平成 22 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算第 2 号、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 それでは、商工労働観光部関係の平成 22 年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案その 5 の 7 ページをお開き願います。

当部関係は、5 款労働費のうち労働委員会費を除いた 23 億 7,927 万 3,000 円の増額及び 7 款商工費の 65 億 5,531 万 5,000 円の減額補正であります。

次に、項及び目の区分ごとの主な内容につきまして、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 125 ページをお開き願います。まず、5 款労働費、1 項労政費、1 目労政総務費の管理運営費は、雇用対策部門の職員給与費等の管理運営に要する経費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、雇用労働フォーラム開催経費等の実績見込みによる減額であります。

1 枚めくっていただきまして、126 ページ、3 目労働福祉費の労働者等生活安定支援資金貸付金は、融資実績見込みによる減額であります。

4 目雇用促進費の中ほどより少し上、緊急雇用創出事業費補助及びふるさと雇用再生特別基金事業費補助は、各市町村における事業の実績見込みによる減額であります。下から 3 行目のいわて求職者個別支援モデル事業費は、長期失業者の生活の立て直しから就労に至るまで当事者の問題全体を把握し、支援ニーズに応じた個別的、継続的、制度横断的な支援を行おうとするものであります。一番下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、緊急雇用創出事業に要する経費の財源として、国から緊急雇用創出事業臨時特例交付金の増額配分があったことから基金に積み増しを行おうとするものであります。

次の 127 ページにまいりまして、2 項職業訓練費、1 目職業訓練総務費の 3 行目、認定職

業訓練運営費補助は、認定職業訓練の実績見込みによる運営費補助金の減額であります。

2目職業訓練校費の管理運営費及び公共職業能力開発費は、産業技術短期大学校等の職員給与費等の管理運営に要する経費の実績見込みによる減額であります。中ほどの就職支援能力開発費は、職業能力開発訓練に係る事業の実績見込みによる減額であります。

次に、飛びまして158ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費であります。管理運営費は商工業部門の職員給与費等の管理運営に要する経費の実績見込みによる減額であります。中ほどの先端科学技術研究センター管理運営費及び下のほうの岩手産業文化センター施設整備事業費は、それぞれのセンターの機能を維持するため、施設設備の修繕等を行おうとするものであります。

次の159ページにまいりまして、2目中小企業振興費であります。2行目の商工観光振興資金貸付金は、融資実績見込みによる減額（後刻訂正）であり、その二つ下の中小企業経営安定資金貸付金は、過年度貸付額の確定による減額であります。中ほど、商工業小規模事業経営支援事業費補助は、商工会等の補助対象職員数の減少等に伴う事業の実績見込みによる減額であります。

1枚めくっていただきまして、160ページでございます。3目企業立地対策費であります。企業立地促進資金貸付金は、融資実績見込みによる減額であり、企業立地促進奨励事業費補助は、補助予定企業の投資計画の変更等による減額であります。

4目中小企業経営指導費であります。中小企業ベンチャー支援事業費は、補助対象人件費及び事業実績見込みによる補助金の減額であります。

6目工業技術センター費であります。地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助は、同センターが行う建物及び設備の改修等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次に、162ページにまいりまして、2項観光費、1目観光総務費の管理運営費は、観光部門の職員給与費等の管理運営に要する経費の実績見込みによる減額であります。未知の奥・平泉観光振興事業費は、事業実績見込みによる減額であります。

2目観光施設費であります。八幡平景観保全観光振興事業費は、八幡平の良好な自然景観を阻害している老朽化施設に係る今年度の費用の確定に伴う減額であります。観光施設機能強化事業費は、家族旅行村など県有観光施設の施設改修を行おうとするものでありま

す。

以上で一般会計補正予算の歳出の説明を終わります。次に繰越明許費について御説明申し上げます。

議案その5に戻っていただきまして、15 ページをお開き願います。これは、第2表繰越明許費の一部でございますが、5 款労働費、1 項労政費の障がい者等雇用対策 237 万 1,000 円は、勤労身体障がい者体育館の施設改修に要する経費であります。

少し飛びまして、18 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費の岩手産業文化センター施設整備事業 4,881 万 2,000 円及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助 3 億 2,358 万 4,000 円は、先ほど御説明いたしましたそれぞれのセンターに係る施設設備の改修等に要する経費であります。

2 項観光費、次のページに記載の観光施設機能強化事業 6,235 万 4,000 円は、先ほど御説明しました家族旅行村の施設改修などに要する経費であります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わりますが、恐縮でございます。先ほど予算に関する説明書の 159 ページで、商工観光振興資金貸付金を減額と申し上げましたが、正しくは増額でございます。訂正させていただきます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。ただいまごらんいただいております議案その5の 46 ページをお開き願います。議案第 62 号平成 22 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算であります。これは歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 3,222 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 719 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、これもお手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の 281 ページをお開き願います。歳入歳出の補正予算額及び補正後の予算総額につきましては、ただいま申し上げましたとおりですが、補正内容につきましては、それぞれの項及び目の区分ごとに御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。283 ページにまいりまして、1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額するものであります。

1枚めくっていただきまして284ページでございます。3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の減等に伴う減額であります。

次の285ページの2項預金利子、1目預金利子は、歳計現金の利子の増額であります。

めくっていただきまして286ページの3項雑入、1目雑入は、中小企業高度化資金の延滞違約金の増額であります。

次に、歳出についてであります。287ページの1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費、3目高度化資金貸付費は、貸付先からの償還金の減に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金及び一般会計繰出金を減額するものであります。

288ページにまいりまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費の貸付及び償還事務費は、事務経費の確定による減額であり、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助は、財団法人いわて産業振興センターが行う設備資金貸し付けに要する事務経費等の確定による減額であります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 労働費の126ページ、労働者等生活安定支援資金貸付金が1,306万円余減額になっておりますけれども、この実績はどうなっているのでしょうか。

○川村労働課長 労働者等生活安定支援資金貸付金は、12月末現在での実績で離職者対策資金貸付金が2件、131万円。そして育児・介護休業者生活資金貸付金が利用ゼロとなっております。

○斉藤信委員 離職者の貸付金は2件、131万円と。残念ながら、この制度はほとんど利用されていないというのは極めて残念で、それをどのように受けとめていますか。なぜ利用されないのか、制度上の問題があるのではないのでしょうか。

○川村労働課長 一つは、生活支援対策といたしまして、福祉分野の総合支援資金でありますとか、基金事業による生活支援基金など、制度の改正とか、新たな制度の創設などもあり

まして、他の給付制度を利用したことにより、制度利用が少ないものと考えております。

○斉藤信委員 そうであれば、福祉資金というのは抜本的に改善をされて、確かに利用が伸びて、私は議案に対する質疑でも聞いたのです。だとすれば、離職者対策資金なんかもそういうレベルまで抜本的に見直して活用できるようにしなかったら、存在意義がなくなるのではないのでしょうか。育児資金も活用してほしいと思って制度をつくっているわけだから、それが活用しづらい、ほかの制度のほうがいいというのであれば、私はせめてその同程度ぐらいまで使いやすいようにこの制度を改善しなかったら存在意義がなくなるのではないかと思います。いかがですか。

○川村労働課長 現行制度の中で要件緩和が可能な部分につきまして、東北労働金庫とたびたび協議をしましては、昨年の融資条件の緩和、貸付利率の引き下げでありますとか、あるいは返済期間の延長、そして融資限度額の引き上げ等により融資条件を緩和してきたところですが、離職者対策資金につきましては、利用者に連帯保証人を要するという点で使いづらいということがあるかと思っております。その件に関しまして、連帯保証人の要件をなくすることにつきまして、東北労働金庫を通じて要請してはきたところですが、連帯保証人をなくすることは困難であるという回答がございまして、その点については緩和がなされない、不可能であるということで御理解をいただきたいと思っております。

○斉藤信委員 わかりました。生活福祉資金は連帯保証人なしで利率 1.5%、連帯保証人がいればゼロですから、こっちを活用するのは当然だと思います。離職者対策資金ということで継続するのであれば、やっぱり同程度まで改善しないと制度をつくって魂入らずということになるのではないかと。

次にいきます。雇用促進費で緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業の補助、これは事業の確定で減額になったと思いますが、臨時職員緊急雇用事業、これは恐らく未就職者を県職員として採用するものではないかと思いますが、この実績と減額の理由を示していただきたい。それと、いわて求職者個別支援モデル事業の説明があつたのですけれども 154 万円余のわずかな予算なのですが、具体的にどのように支援して、どのように雇用確保に結びつける事業なのか。提案公募型地域人材育成事業、これは恐らく企業にお願いをして正社員化させるということだと思いますけれども、その中身について示していただきたい。たしか 11 月から実施しているのもありますよね。これと違うのかどうか、示してください。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず臨時職員緊急雇用事業でございます。これにつきましては、配置人員 147 名分を予算化しておりまして、2 月末現在で雇用延べ人数が 179 名を任用しているところでございます。現在のところ、配置人数は 134 名ということで、この

減額は業務の終了等によるものでございます。

それから、いわて求職者個別支援モデル事業でございます。これにつきましては、今回の補正は新年度——この事業は長期求職者に対して、これまで相談の受け付けが中心でございましたけれども、一人一人の長期求職者に寄り添って、それぞれの事情に応じたサポートをしようということで、今回奥州市を中心とする県南地域と、盛岡市を中心とする県央地区2カ所に拠点を設けまして、新年度から事業を新たに展開するものでございます。今回補正をお願いしているものは、このうち奥州地区における事業のうち、これは奥州市水沢のメイプル地下のいわて求職者総合支援センターで実施する予定でございますが、その準備経費ということでございます。盛岡市を中心とした事業については、当初予算をお願いしているところでございます。

それから、提案公募型地域人材育成事業でございます。これにつきましては、現在契約事業者が6社ございまして、新規雇用の人数が99名を任用しております。ということで、今のところこの方々について継続雇用ができるよう、各社いろいろ努力を続けているところでございます。

○斉藤信委員 臨時職員緊急雇用事業は、147人分予算化して179人任用したと。だとするならば減額ではなくて、本来増額になるのではないですか。なぜこれ減額になったのか。臨時職員、これは就職未定者だけではなく入っているということですか。そのことを2点ちょっと。

それと、いわて求職者個別支援モデル事業は準備資金だということはわかりました。今失業者の3人に1人以上は1年以上という——これは全国的にも1年以上の失業者が121万人ですか。本当に切実になってきていると思います。長期失業者に寄り添って打開しようという趣旨は大変いいことです。ただ、対象が1万人以上いるという中で、これをきっかけにどのように失業、雇用問題を打開するか、その突破口になるのかどうか、取り組みの内容を含めて示していただきたい。

あと、提案公募型地域人材育成事業、これは6社、99人が任用されているということですが、これを実施したときには100人以上の目標だったと思います。そして、今回これは1億7,300万円余の補正なのです。今の時点で1億7,300万円余の補正を組むというのは。新年度に向かったものということになるのですか。そこも示していただきたい。たしかこれは4カ月でしたね、訓練するのは。11月から3月までやって正社員化を目指すという事業だったと思いますけれども、どうなっていますか、順調にいつていますか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、臨時職員緊急雇用事業の減額の理由でございます。当初 147 人分の人件費について、臨時職員の最高単価で組んでございまして、その分について予算化したところでございますが、実際の任用の段階でいろんな経験年数等で単価が下がっていくですとか、あるいは特定の業務に伴って任用しているものでございまして、そもそもその業務が終了したということで、任用期間が終了したということで、それに伴う減額でありますとか、あと任用した中で自己都合等によりおやめになったというようなこと等々によって、結果として減額になっているものでございます。

それから、この中に、いわゆる学卒の未就職者がおられるかということにつきましては、一応この事業とはまた別に新卒者等就業応援プログラム実施事業のほうで、時間雇用としてそちらのほうは任用してございますので、この中には恐らく含まれていないのではないかと思います。

それから、いわて求職者個別支援モデル事業の内容でございます。これにつきましては、例えば新年度に盛岡市において実施しようとする事業について申し上げますと、民間の NPO 等の中で、例えば失業者に対するいろんな支援でありますとか、あるいは生活困窮者に対する支援等々のノウハウのある団体がございまして、そういったところに提案公募した上でお願いをして、一人一人の失業者の自立支援に向けたサポート、いろんな関係の行政機関等々のサービスも組み合わせながらやっていくというような事業の内容でございます。

それから、最後にお尋ねの提案公募型地域人材育成事業でございますが、当初予定では 119 人の任用計画でございました。この中で、実際事業が始まった中で、いろんな自己都合等の理由でおやめになった方がおられて、結果として今 99 名の方が任用されているというような状況でございます。今回の補正の状況につきましては、これは当初予算の中で、いわゆる枠予算的に緊急雇用事業の推進費というのをとってございまして、その枠を使って 11 月から実は事業を始めておりまして、これを今回 2 月補正の段階ですので整理してお出ししているというようなことでございます。

○斉藤信委員 それでは、商工費のほうでお聞きします。先ほど商工観光振興資金貸付金、12 億 9,500 万円余を増額補正で、中小企業経営安定資金貸付金は 53 億円余という、これはマイナスと。商工観光振興資金貸付金が使われているというのは、私いいことだと思うのだけれども、この増額補正の理由は何でしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 商工観光振興資金貸付金につきましては、前向きの資金といえますか、資金需要が回復傾向にあるのではないかと分析しておるわけですが、先ほど出てまいりました中小企業経営安定資金が一回りしたという中で、全体の景気の動

向が回復基調にあるということで、前向き資金の需要が回復しているのではないかと見ております。金融機関との協議の中で、実績見込みからいきまして予算よりも上回るという見通しがあったことも増額の要因だと思います。

○斉藤信委員 簡単に信じがたい。今の経済情勢で、観光客がふえているわけでもないし、だから融資を求めるといふことは、これは私は前向きな動きだと思うけれども、どうも客観的に見るとそういう状況にあるのかな、そういう要素はどこにあるのかなと。もうちょっと立ち入っておりますか。そして、そもそも予算が減らされて増額になるのか、前年度と比べて融資額もこれは確実にふえるということになるのか、そのことを示していただきたい。

○阿部経営支援課総括課長 補正に向けて金融機関等の需要見込み等を調査いたしまして、その中で商工観光振興資金の民間企業の希望と照らし合わせて補正したものでございます。

○斉藤信委員 前年度と実績と比べて超えているのですか。

○阿部経営支援課総括課長 商工観光振興資金につきましては、前年同月比で、これは1月末現在でございますけれども、136.7%と需要が伸びております。

○斉藤信委員 具体的な要因は見えてこないけれども、確実に融資はふえているということで、これは前向きにとらえたいが、こういうときに説得力のある動きをもう一つ示していただきたい。私は、客観的にはなかなか今観光業界も厳しい状況にあるのだと思いますよ。そういう中で、なぜこういう前向きな動きがあるのかというのは大事な点だと思うので、後でもし補足あれば示してください。

160 ページ、企業立地対策費の企業立地促進資金貸付金が18億4,000万円余の減額、企業立地促進奨励事業費補助が8,060万円余の減額です。これは企業誘致とのかかわりで、見込んだほどではなかったということになるのか、その具体的な理由を示してください。

○保企業立地推進課総括課長 企業立地促進資金貸付金の減額補正でございますけれども、当初予算で計上いたしておりました予定の会社、これは新規で9社を見込んでおりまして、そのほかに過年度分を貸し付けたもの、さらに、その段階では具体的な企業の予定はないけれども、年度内に予定が起るものということを想定いたしまして、20億円分の枠を用意しておりましたものでございます。今回の補正は、企業のさまざまな景気回復等はあるものの、投資の額も最小限度にとどめたいというような意向等もございまして、資金需要が全般的に乏しかったということで、実質的には、新規では4社、それから過年度分はそのとおりでございますが、それから当初で見込んだ分、計画どおり見込んだ分が1社ということで、

合計5社という実績になる見込みでございます。

それから、企業立地促進奨励事業費補助の減額でございますけれども、こちらは当初に見込んでおりましたのが11社、およそ3億5,000万円程度でございます。実績見込みでは、7社で2億7,000万円弱ということでございます。こちら、ことしは立地の件数的には回復してきておりますけれども、この補助金は工場が建って操業した後に必ず要件がきちんと満たされているということを確認した上で補助を出すということでございます。ことし決定したものに付きましても支払いは翌年度以降になるというものでございます。そういったことで減額の補正になったということでございます。

○斉藤信委員 逆にいくと、実績を踏まえて補助を出すということであれば本来余り誤差は出ない。それで、企業立地促進資金貸付金のほうは20億円の予算で、18億4,000万円減額ですから、これは一つの結果として見る必要あると思いますが、企業立地促進奨励事業費補助金、実はこれ上限がないのです、制度上は。違いますか。（「はい」と呼ぶ者あり）上限のない補助というのは別でしたか。それは特定区域が入るもの。では、特定区域のやつは、ここしばらくはないということでもいいのかな。

○保企業立地推進課総括課長 今年度につきましては実績はございません。予算計上もしてございません。

○斉藤信委員 特定区域産業活性化奨励事業費補助金というのは、実は上限がないのです。一つは東芝を想定したと。東芝が進出したときに1,000億円規模とも言われていますよね。これは10%補助しても100億円ですよ。私は、現実的に今の県財政であり得ないと。実は、全国調べてみたら上限なしというのはないのです、150億円上限とか。これは全国で一番大きいほうです。しかし、岩手県の場合は、財源ないのに上限なしと。東芝は今凍結されていますけれども、しかし実際にこれがやられると、1,000億円規模だと言われたら10%だって100億円です。私、こういう制度そのものは、県財政の今の実態、規模から言ってもやっばり見直すべきではないのかと。今幸い中小企業の規模で取り組まれておりますから、私は一定の効果を認めますけれども、これは巨額の内部留保を持って利益を上げている東芝だとか大企業が来た場合に、そういうところに上限なしで補助するということは、これは制度として問題ではないかと思いますが、いかがですか。

○保企業立地推進課総括課長 ただいまの補助金のお話でございますけれども、この補助金は特定区域における産業の活性化に関する条例というものに連動いたしまして、県単の補助金ということで、今お話あったとおり、上限なしということにしております。なぜ上限なしということにしているかということでございますが、今お話しのように、野放図にば

んばん出すというような趣旨ではございませんで、仮に例えば競合するような誘致、ほかの県なりなんんりの相手があった場合に、そちらの県との対抗上、負けないようなものを出していきたいと、そういう趣旨で出しているものでございまして、具体的な実際の額をどうするかということがあった場合には、県の政策会議等において、何%ありきということではなくて、経済波及効果ですとか、雇用人数ですとか、そういうことを勘案して個別に決定していくというものでございます。そういう意味で、県財政との関係につきましては、十分留意しながら運用していきたいと、このように考えてございます。

○齊藤信委員 部長にお聞きしたい。今私たちが、例えば国保の引き下げにしても、子供の医療費にしても、財源がないですよ、答弁はみんな。財源がない、4億円、5億円のお金。しかし、大企業を誘致したときには上限なしで補助すると、これを制度としてやること自身が私は考えられないものだと思います。県民が切実に求めている福祉や暮らし、雇用にかかわる問題については財源がない。4億円、5億円も出せない。しかし、東芝が進出したら、制度的には上限なしで補助できると。今、ほかの県と競合した場合に負けないようにと——負けないようにというのはとんでもない話なのです。三重県がシャープを誘致したときには100億円以上出したのです。しかし、これは撤退したのです。工場つくって転売したのです。今誘致企業頼みのそういう取り組みというのは、根本から見直すべきだと。これは、雇用破壊が起きたときの、一つの教訓だと思います。だから、そういうことを含めて、制度のあり方——幸い今まで大手企業はなかった。北日本造船が約8億円の補助金、これも決して小さくない、大きな補助だと思うけれども、しかしこれは地元に着して雇用もふやしていますから、それなりの効果はあるのだと思いますけれど、しかしやっぱり1,000億円とか何百億円規模で大手企業が進出する場合に、上限なしで補助する、他県と競合して負けないと言ったら、これはとんでもないことになるし、現実問題、今の1兆5,000億円借金を抱えている中で、あり得ない、できないものではないかと思いますが、部長いかがですか。

○齋藤商工労働観光部長 特定区域の補助金の基本的な考え、これは繰り返しになりますけれども、企業誘致に当たって、大型案件、雇用力が大変大きな、例えば東芝でありますと1,000人、2,000人とされておりまして。例えば1,000人の雇用が岩手に生まれるということについては非常に大きな意味合いがあると思いますし、そういったものを他県と競争するときに、他県に劣る条件を提示するわけにはいかないと、少なくとも補助金の面、あるいはそれ以外の面でも同等で、さらにまた人材で勝負する、そういう別のプラスアルファがあるにしても、少なくともそういう基本的なインセンティブの部分では他県には負けないようにしようというのがこの補助金の制度であります。ただこれは野放図に出すというものではなくて基本的にはありません。あくまでも財布の中身を見ながら、幾ら出せるというのは知事なり、それから財政当局との判断の中で相談いたしますし、これは当然議案にも係る事項でございますので、そんな野放図な問題では絶対ないということをやまず申し上げます。

それから、今まで北日本造船、8億円使わせていただきましたが、県北に200人の雇用が生まれました。久慈に。ここを評価していただきたい。ですから、この制度というのは、お金を野放図に使うための制度ではないということでございます。したがって、いかに岩手に雇用の場を生んで、そして産業の場をつくって根づく企業を生んでいくか、そういう思想に基づいてつくっている補助金でございますので、ぜひぜひその制度の趣旨を御理解の上ということで、私のほうからお願いしておきます。

○斉藤信委員 これはここで終わりますけれども、実は東芝は1兆6,000億円の内部留保を持っているのです。それで、大企業が進出する場合の条件というものは、やっぱりまともな労働力なのです。確保。決して県の補助があるから進出するというのが主な理由ではないのです。これだけ巨額の内部留保を持って、体力も財力もあるこういうところに競い合ってお金を出し合うということは、私は県政のあり方として、ましてや1兆5,000億円の借金を抱えているときに、この制度そのものは見直すべきだと、これは指摘だけにとどめて終わります。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○高橋元委員 北上コンピュータ・アカデミーの関係なのですが、昨年おおよその方向性が定まったということはお伺いしているのですが、具体的な内容が出てきたようなので、その内容について少し詳しく説明いただきたいと思います。

○川村労働課長 北上コンピュータ・アカデミーのその後の状況でございますが、県と北上市、関係市町村が国に求めてまいりました大規模修繕費の財源措置と、あとコンピュータリース料の具体的支援策につきまして、昨年 12 月 24 日付の厚生労働省からの内示がございまして、その中で示されております。まず一つは、施設譲渡に係る激変緩和措置が設けられております。その内容につきましては、施設の譲渡費、修繕費につきましては激変緩和措置といたしまして、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年間は県（後刻訂正）が全額負担とする。また、激変緩和措置終了後の修繕につきましては、認定職業訓練助成事業費補助金を適用する予定になっております。

また、コンピュータのリース料につきましては、激変緩和措置といたしまして、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間は国が全額負担といたしまして、激変緩和措置終了後は同じく認定職業訓練助成事業費補助金を適用するという予定になっております。なお、認定職業訓練費補助金の関係につきましては、平成 26 年度以降について他の認定職業訓練校と同様の補助制度により、国が確認といいますか、支援が行われる予定になっているということで、北上コンピュータ・アカデミーについての支援策というのが示されたところであります。

○高橋元委員 ありがとうございます。譲渡に向けて改修、これは大体どのくらいものが想定されるのか。それに対する予算措置も出てくるということなので、その辺をどのように検討されているのかお尋ねしたいと思います。

○川村労働課長 予算的な規模につきましては、これから北上コンピュータ・アカデミーの修繕見込み等、計画をいただきながら、今後北上市等と協議しながら進めていくということで考えております。

○高橋元委員 まだ具体的な協議はこれからということで理解してよろしいですか。わかりました。

○川村労働課長 先ほど私の発言の中で、県と関係市が国に求めてまいりました大規模修繕の関係で、県と言いましたが、国ということで訂正をお願いしたいと思います。

○斉藤信委員 今の北上コンピュータ・アカデミーと地域職業訓練センター、これは盛岡も譲渡が決まったと、この間新聞報道がありました。あれは全部決まったのでしょうか。

それと、スキームは、恐らく北上コンピュータ・アカデミーと同じで、3年間激変緩和措置で今までどおり、3年過ぎたら国、県、市町村3分の1ずつ負担と。結局県や市の負担がふえると。これはまさに地域への押しつけにしかならなかったのではないかと私は思うのですが、その点どうでしょうか、北上コンピュータ・アカデミーのことしの就職状況も含めて示していただきたい。

○川村労働課長 地域職業訓練センター及び先ほどの北上コンピュータ・アカデミーにつきましては、11月末までにすべての関係者が売払申請書を雇用・能力開発機構のほうに提出させていただきました。これに対して、この1月27日付で雇用・能力開発機構から関係市に対して譲渡に係る承認通知書があったところであります。財源的な支援策につきましては、地域職業訓練センターと北上コンピュータ・アカデミーにつきましては、いずれ両施設とも施設の修繕費につきましては激変緩和措置として平成23年度から平成25年度までの3カ年は国が全額負担とする。そして、激変緩和措置終了後の修繕は、これまで使われてきました認定職業訓練助成事業費補助金の制度を適用するという予定になっております。

あと、北上コンピュータ・アカデミーの就職状況につきましては、2月末現在で70.2%となっております。それぞれの施設に対しての財源的な負担につきましては、地域職業訓練センター、北上コンピュータ・アカデミーとも平成26年度以降について、これまでの認定職業訓練校に補助してきた補助制度と同様の制度によりまして支援がなされる予定となっております。

○斉藤信委員 いずれ北上コンピュータ・アカデミーと地域職業訓練センターの譲渡については、結局地域への押しつけといいますか、しわ寄せにしか過ぎなかったと。これは結果としてはっきり言えると思います。それと、北上コンピュータ・アカデミーの就職状況は70.2%というもので、ここいつも90%を超える高い状況でしたので、なかなか苦戦しているなという感じがいたしました。

そこで、雇用、就職難問題について、私は一般質問で取り上げましたが、そこにかかわって補足的にお聞きをしたい。誘致企業上位10社で、4年間で2,600人余、従業員が減って

いると。業績が回復しても改善されていないと、私は極めて重大だと思いますが、ここにはソニーイーエムシーエスの870人の工場閉鎖分は入っているのかどうか。

それと、この上位10社の新規採用はたった74人と。私、ここが一番の問題だと思うのです。誘致企業、誘致企業と言うけれども、こういうときに一番体力も財力もある企業が業績回復したら、やっぱり採用をふやす、雇用をふやす、非正規を正社員にすると、そういうことに取り組んでこそ、誘致企業の役割が果たされるのではないかと思います。極めて不十分なのではないでしょうか、いかがですか。

○保企業立地推進課総括課長 一般質問の際にもお答えいたしました主な誘致企業上位10社の従業員等の推移等につきまして、その雇用が減になった分につきましては、ソニーイーエムシーエスは現時点では存在しないということで、その分は除いた数字でございます。

それから、新規採用の職員が少ないのではないかとというようなお話もございましたが、それぞれ一般的にどの会社も忙しく仕事はしておりますけれども、リーマンショック前に比較いたしますと、非常に経営環境が厳しくなっております。例えば関東自動車工業等につきましても、トヨタグループの中では最も厳しい経営ということで、今期も黒字が出せるかどうかといった厳しい状況になっているということでございます。そういった意味で、世界経済との関連で非常に厳しいということでございまして、なかなか採用に結びついていない現状がありますが、ただ私どもといたしましては事あるたびにそういった面での要請はしておりますし、中には知事が直接お願いに行っているというようなケースも結構ございます。そういう意味で、雇用増につきましては、新規採用分、あるいはそれ以外も含めまして、継続的に要請をしている状況でございます。

○斉藤信委員 本会議での答弁の2,600人というのは、ソニー入っていなかったと。これは870人ですからね。そうすると、3,470人というのが厳密に言うと大手誘致企業の減ということになります。

それで、もう一つ、答弁で問題だと思ったのは、関東自動車工業、この間、4年間で233人期間工を正社員化してきたのです。今年度の実績を聞いたら、今年度の登用は現在検討していると。まだゼロだということでしょう、これだったら。せっかく今まで積み上げてきた正社員への登用がここで断ち切られたら大変だと思います。実際に現場で働いている労働者から、会社の中ではあと2年は正社員に登用しないという話が、これは正式な文書だということではないので確認を私はできませんけれども、そういう話がされているのだと。せっかく今まで厳しい中でも6カ月雇用の期間従業員は正社員化してきたのです。私はそれを評価する。しかし、今まだ30%、750人が期間工です。6カ月たったらいつ首を切られるか

わからない。それが4年、5年、長い人は8年も働かされています。ことしも必ず期間工の正社員化が今まで以上に実現されるように、これは強く知事が働きかけるべきだと思うけれども、これは部長にお聞きします。今も正社員の比率は低いわけだから、そして岩手県最大の企業ですから、模範を示すような対応をぜひやっていただきたい。いかがですか、部長。

○齋藤商工労働観光部長 関東自動車工業につきましては、委員のほうから御案内あったとおり、4年間で240名、確実に正社員に登用してきています。ですから、会社自体としては、どんどん正社員にしたいという意向はございます。ただ、あくまでも産業というのは経済の動向によって左右される、それから会社自身も会社自体の経営計画の中で判断していかなければならない。ですから、私どもからは知事がお会いするたびに、あるいは副知事が会社を訪問するたびに正社員の登用というのは強く求めておりますし、このスタンスは変わりません。ですので、自動車産業を育てるという点でも、今後はひとつ委員のほうからも長い目で御支援をいただきたいと思っておりますし、私どもも強く働きかけてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 ぜひこれは途切れないように、期間工の比率が3割で750人もいるのですから、この改善のために県もぜひ特別の対応をしていただきたい。

それと、去年の就職難のときに未就職者の支援事業、これは18市町村ですか、やられました。この実績、そして県の補助はどうなったのか。

それと、盛岡商工会議所や水沢職業訓練協会ですか、あと中小企業団体中央会、それぞれ職業訓練をしながら正社員に登用させる、こういう取り組みも行われましたが、この実績はどうなっているのでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、新卒者のふるさと就職の補助制度の件でございます。12月末の段階で、今回の2月補正の編成時に18市町村に照会いたしましたところ、その時点で、利用見込み数が131名というようなことをお伺いしております。

それから、商工会議所、中小企業団体中央会等での未就職者に対する支援メニューの状況でございます。例えば盛岡商工会議所について申し上げますと、当初の受講生21名がおりまして、就職決定者がそのうち13名ということでございますし、水沢職業訓練協会については9名受講生がおりまして、就職決定者が9名ということでございます。中小企業団体中央会につきましては、当初の実習生が52名、このうち就職決定者が21名というような形と聞いております。

○斉藤信委員 県の補助も聞いたのだけれども。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 先ほど 18 市町村で 131 名ということでございましたが、この後まだ確定があると思いますので、その分も含めて今回補正を若干させていただいておるところでございます。

○斉藤信委員 いやいや、県の補助はどういう基準でどう出されたかと。私何回も聞いていて、今までそこがはっきりしなかったでしょう。市町村の場合、例えば八幡平市のように、月 10 万円を 1 年間補助するとか、一時金で 20 万円、30 万円といろいろありました。私は高いレベルで補助すべきだと思うし、去年の 3 月末は高卒の未就職者は約 200 人いました。それに対応するように市町村が、地元の企業が採用した場合にそういう補助制度をつくったというのは、極めて積極的なことだったし、その結果、12 月末で 131 人が企業に採用の見込みということは、一定の役割を果たしたのだと思います。だから、そういうところに補助するというのを県も予算化したのです。これは大変大事なことだと思います。

それと、就職難問題で、高校卒の就職状況は改善をしているようですが、しかし求人が 3 年、4 年前の半分の中で、十数%未定だというのは、これ本当に安心できない大変な事態だし、もう卒業式もあります。あと 1 カ月しか 3 月末までないと。一人たりとも未就職者を出さない、この 3 月の取り組みが極めて重要だと。大学の場合も 70 から 80%という答弁がありましたけれども、これは去年、最悪のときと同程度なのです。去年はどうなったかというところ、全国的には大卒 8 万 7,000 人未定なのです。そして、一時就労、アルバイトその他、これが 10 万人、留年したというのが 7 万 2,000 人なのです。だから、これを足しますと大変な数になるのです。岩手の実態はわかりますか。例えば去年の 3 月末で未就職者が何人だったのか。一時就労や就職のための留年は何人だったのか。去年の深刻な状況の域を脱していませんので、そこの把握、対応を示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 大変失礼いたしました。県の新卒者ふるさと就職促進事業費補助についての内容でございます。これにつきましては、市町村との話し合いの中で、生徒 1 人当たり単価 5 万円を補助するというところでございます。これは、おおむね市町村等の中で公平な取り扱いをするということで、これまで制度を持っていたところが 1 人頭おおむね 10 万円程度の補助をしていたということで、その 2 分の 1 に当たる 5 万円程度を補助するという考え方でございます。

それから、この春卒業する高校の未就職者への対応でございます。これにつきましては、昨年度から実施しておりますが、既に高校在学中から、学校を通じまして未就職となる見込みの高い方につきましては、ジョブカフェ等への登録を誘導いたしまして、その後、御本人

の希望等をカウンセリングした後で、それぞれに合った職業等への選択、あるいは職業訓練を紹介するというような仕組みを、現在ハローワークとも連携しながら進めているところでございます。

それから、大卒の部分でございます。大卒につきましては、実は昨年最終的な就職状況については、これは労働局から公表になってございませぬので把握してございませぬが、いずれ大学等との就職担当者の会議も先日開催いたしまして、残っている方につきましては、一義的には大学の就職担当課のほうでまず継続的な支援をすると、県のほうにおいてもジョブカフェ等への誘導をしておりますし、あとそれからこの3月2日、3月15日に大学生の未就職者を主に対象にいたしました合同面接会を開催する予定でございまして、この中で何とか就職していただけるように努めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 大卒の未就職というのは、去年過去最悪で、ことしはそれを上回るような、恐らくそういう状況で推移していると思います。本当にあらゆる手立てをとってやっていただきたいし、よくミスマッチと言われるのだけれども、根本は大企業が採用を大幅に減らしたということです。もう一つは、ミスマッチと言うなら、県内との優良企業とのマッチングにもっと県が力を入れて、県内就職を希望する卒業予定者が多いわけだから、そこらあたりの取り組みも必要なのではないかと。これは指摘だけにとどめておきます。

最後です。労働委員会の委員の選任についてお聞きをします。先ほど労働委員会でお聞きをしましたら、10月から改選されたと。労働者委員は連合が5人独占です。私、こんな不公正なことはないのだと思います。連合ができる前は、実は県労連と同盟は3対2だったのです。このときの組織率は4対1です。今、連合、いわて労連、その他、これは3対1対1です。労働者委員を連合ができてから20年間5人全部独占するというのは、全く不公正な選任ではないかと思いますが、なぜこういう結果になったのか。選任基準、検討経過を含めて示していただきたい。

○川村労働課長 選任基準につきましては、労働組合法の趣旨に即しまして労働組合から推薦された者の中から適任と考えられる方を総合的に知事が判断して選任しております。判断基準につきましては、その時々被推薦者について総合的に判断していると。

○斉藤信委員 全国で連合が独占しているところ、していないところ、どうなっていますか。

○川村労働課長 現在、宮城、埼玉、千葉、長野、大阪、和歌山、高知、京都、滋賀など11都府県で12人の労連系の委員が任命されていると承知しております。

○斉藤信委員 中央労働委員にも全労連推薦の委員が任命されています。全国、今言われたように、11 都府県 12 人が選任をされている。岩手のほうは全労連系の組合員数が多いので、比率は。そして、連合がつくられる前、私さっき言ったように、3 対 2 で県労連と同盟の委員というのは選ばれていたのです。戦後の労働行政というのはそのようにしてきたのです。それで、岩手県からいわて労連に対して、今回女性の委員を推薦してほしいと要請をしました。いわて労連は女性の委員を推薦したのです。しかし、今回女性の委員はだれもいないのではないですか。女性の委員がいないということも、男女共同参画からいって問題だと思いますよ。女性の比率を 3 割、5 割に高めようというときに、あなた方がわざわざ推薦して、しかしそれは選ばれない。女性はだれもいない。これが不公正ではなくて何なのか。

○川村労働課長 委員の任命に当たりましては、労働委員会制度の規定にあります労働組合法の趣旨及び任命手続に即して行うべきものと考えております。女性の登用を積極的に行うという観点からのみ任命することはできないものであります。推薦のあった方々全員の職歴でありますとか、あるいは労働関係経歴、そして労働組合における活動状況などを総合的に勘案して判断した結果であると考えております。

○斉藤信委員 部長にお聞きしたい。連合ができる前、労働者委員は私紹介したように県労連と同盟は 3 対 2 だったのです。いわば労働者組合員の構成比率で選ばれる。逆にいけば、3 対 2 というのは、同盟のほうは構成比率以上に選んでいたのです。ところが、連合ができたら、20 年間連合が独占しているのです。これを不公正と言わないで何と言うのか。全国は、既に 11 都府県で組合員の構成に応じて全労連推薦の委員が選ばれています。岩手県はそこと比べたらいわて労連の比率高いのです。これが第 1 点。これは不公正と思わないかと、20 年間、それ以前の歴史と比べても、労働組合の構成と比べても。二重、三重に不公正な選任ではないか。

もう一つ、いわて労連が実は女性の委員を推薦してほしいと要請されたのです、県から。私は当然だと思うのです。女性の比率を高めるといのは、男女共同参画、いろんな審議会の委員に女性の登用を上げていくのは、私は当然の要請だったと思います。しかし、結果的には女性選ばれていないのです。これは、男女共同参画から言っても、あなた方の要請から言っても、県の方針に反するのではないのでしょうか。これが第 2 点です。

そして、第 3 点に、恐らく現場は公正な構成にしようとしたけれども、知事の総合的判断で結局連合独占になってしまったのではないかと。知事が連合から推薦されているとかということでこういうことがあったら、これは全く不公正な行政です。選挙のときに推薦されることはあっても、行政は公平でなくてはならない。やっぱり労働組合の実態、構成に基づい

て、県民のだれから見てもこれは公正だと思われるような行政にすべきだと思うけれども、そういう点でいくとこの間の皆さんの検討経過、知事の総合的判断、どこで連合独占という判断がされたのか、最終的には知事なのか、そこも含めて3点お聞きします。

○齋藤商工労働観光部長 先ほど労働課長のほうからも答弁しましたとおり、委員の選任につきましては、まず法に基づき手続をきちんと守る。それから、委員としてふさわしいかどうか、総合的な判断ということで選定しております。御案内のとおり、どこに所属するかどうかというよりは総合的な判断の中でこういう結果になってきたものと思います。

それから、女性の委員、これにつきましては、多分どこの団体に対しましても女性の委員を推薦してくれということをお願いしていると思いますが、単に女性だからということで、例えばうんと優先順位が上がるというものではなく、これも総合的な判断で、結果として今回は女性が入らなかったということで、決して特定の団体にだけ女性を推薦したということはないものと思っております。いずれにしましても、これも繰り返しになりますが、この委員については公正な手続、それから知事の総合的な判断によって選ばれたものと受けとめております。

○斉藤信委員 今の部長の話だと、いわて労連推薦の推薦された方はふさわしくなかったという話になるのです。私そんなことないと思います。雇用、失業相談で年間500件、700件の相談をやっているのはいわて労連です。まさに今労使でリストラされた、賃金未払いだ、そういう問題を本当にローカルセンターとしてやっているのはいわて労連です、実績から見ても。そして、女性を推薦してほしいという要請にこたえて女性を推薦した。女性はほかからは出なかったのです。あなた方は連合にも要請したかもしれないけれども、連合からは女性の委員は出なかったのです。やっぱり結果が大事なのです。20年間、それ以前とは違って連合が独占していることは、県もやっぱり選任、そして労働行政としては極めて不公正だと、そういうことでは県民の理解得られないと厳しく指摘して終わります。

○高橋博之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第56号平成22年度岩手県一般会計補正予算第6号中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち

教育委員会関係、第 11 款災害復旧費中第 3 項教育施設災害復旧費及び第 2 条第 2 表繰越明許費中第 10 款教育費のうち教育委員会関係、第 11 款災害復旧費中第 3 項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 議案第 56 号の平成 22 年度岩手県一般会計補正予算第 6 号について御説明を申し上げます。

議案その 5 の 8 ページをお開きいただきます。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会が所管する予算の補正は、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までと、9 ページの 11 款災害復旧費のうち 3 項教育施設災害復旧費についてでございますけれども、これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理並びに事業執行上、今回計上を要するものなどにつきまして、合わせて 8 億 2,035 万 3,000 円の減額補正を行おうとするものでございます。

この結果、教育委員会が所管する一般会計予算額は、補正前の予算額と合わせまして 1,354 億 7,336 万 6,000 円となるものでございます。

補正の具体的な内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により主な事業を中心に御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書の 188 ページをお開きいただきます。なお、説明は説明欄の主なものについて御説明いたしますけれども、補正額の読み上げにつきましては省かせていただきます。

まず、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち管理運営費は、給与改定等に伴い教育委員会事務局職員の給与費を減額しようとするものでございます。

189 ページの 3 目教職員人事費のうち子ども手当は、受給者数の確定見込みによる減額でございまして、退職手当は退職職員数の確定見込みによる増額でございます。

4 目教育指導費のうち児童生徒健全育成推進費は、国庫委託事業費の確定等による減額でございまして、特別支援教育推進事業費は特別支援学校に配置している看護師及び特別支援教育支援員等の配置実績等による減額でございます。

190 ページの指導運営費でございまして、これは受託事業の確定等による減額でございまして。

192 ページをお開きいただきます。2 項小学校費、1 目教職員費のうち教職員費は、小学校教職員の給与改定等による減額でございます。

193 ページの 3 項中学校費、1 目教職員費のうち教職員費は、中学校教職員の給与改定等による減額でございます。

194 ページをお開きいただきます。4 項高等学校費、1 目高等学校総務費のうち教職員費は、高等学校教職員の給与改定等による減額でございます。

2 目全日制高等学校管理費のうち施設等管理費でございますけれども、これは全日制高等学校施設の保守管理や経常的な経費等の確定見込み等による減額でございます。

195 ページから 196 ページにかけての 4 目教育振興費のうち、196 ページの産業教育設備整備費でございますけれども、これは県立高校における教育環境の充実を図るために、国の交付金を活用いたしまして実験や実習で使用する産業教育設備の更新等を行おうとするものでございます。部活動設備整備費でございますけれども、これは県立高校における部活動環境の整備を図るため、国の交付金を活用して運動部及び文化部用の備品を整備しようとするものでございます。そのほか、高校奨学事業費補助でございますけれども、これは日本学生支援機構からの交付金の確定等による減額でございます。

5 目学校建設費のうち体育館建設事業費でございますけれども、これは一関第一高等学校附属中学校の体育館の建設を行おうとするものでございまして、建物等維持管理費は国の交付金を活用いたしまして県立高校の寄宿舎の耐震補強等工事、それから校舎の F F 暖房機の更新等を行おうとするものでございます。

198 ページをお開き願います。5 項特別支援学校費、1 目特別支援学校費のうち施設整備費でございますけれども、国の交付金を活用して県立特別支援学校の校舎の屋上防水改修及び寄宿舎の大規模改修工事を行うとともに、児童生徒の適切な体調管理のための冷房設備設置工事等を行おうとするものでございます。また、一関清明支援学校につきまして、校舎の狭隘化による教室不足の解消を図るため、移転予定先の旧一関農業高等学校用地におきまして増築工事を行おうとするものでございます。

200 ページをお開き願います。6 項社会教育費、1 目社会教育総務費のうち指導運営費は、社会教育関係職員の給与改定等による減額でございます。

200 ページから 201 ページにかけての 2 目文化財保護費のうち 201 ページの文化財保護推進費は、事業実績による減額でございます。3 目芸術文化振興費のうち県民会館施設整備費は、国の交付金を活用いたしまして老朽化した煙突の改修工事を行おうとするものでございます。

201 ページから 202 ページにかけての 4 目図書館費の管理運営費でございますけれども、これは国の交付金を活用いたしまして図書情報システムの更新等を行おうとするものでございます。

202 ページの 6 目美術館費のうち施設整備費は、国の交付金を活用いたしましてトップライトシーリング及び非常発電用蓄電池交換工事を行おうとするものでございます。

204 ページをお開き願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費のうち県立学校児童生徒災害共済給付金でございますけれども、これは独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みに伴い増額しようとするものでございます。指導運営費は、保健体育関係職員の給与改定等による減額でございます。

2 目体育振興費のうち体育大会開催、派遣事業費でございますけれども、これは国民体育大会等への選手団等の派遣経費の確定見込みによる減額でございます。

205 ページをごらんいただきたいと思います。3 目体育施設費のうち施設設備整備費でございますけれども、これは国の交付金を活用いたしまして県営体育施設の改修工事及び備品の更新を行おうとするものでございます。

次にページを飛んでいただきまして、213 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、3 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費でございますけれども、これは学校施設に係る災害復旧の所要見込みによる減額でございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案その 5 に戻っていただきまして、22 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 表繰越明許費の表中、教育委員会の所管は 10 款教育費のうち 8 項大学費及び 9 項私立学校費を除きました 12 億 3,083 万 3,000 円と、それから 24 ページの 11 款災害復旧費のうち 3 項教育施設災害復旧費の 378 万 6,000 円でございます。これら繰越事業につきましては、主として国の交付金を活用して、今回の補正で予算を計上させていただいております施設設備の改修及び昨年末に発生いたしました暴風、大雨等による災害の復旧等を行うものでございまして、平成 23 年度に繰り越して執行しよ

うとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 188 ページの事務局費、外国青年招致事業費 48 万 4,000 円の減となっておりますが、外国青年招致事業というのは、ALT のことよろしいでしょうか。この ALT と NS (Native Speaker) —— 請負だから、NS はまた別予算なのですか。この実態をまず示していただけませんか。

○高橋高校教育課長 現在 NS につきましての配置は 37 名の配置でございます。それから、ALT は 10 名の配置になっています。

○斉藤信委員 ALT は直接雇用、NS は請負契約。これは何度も私取り上げてきたのです。この請負というのは実は全国で大問題になっているのです。やっぱり偽装請負の疑いがあるというので、新潟県は請負をやめて直接雇用にすることにしたのです。私は、中身、実態も含めて言ってきたけれども、NS の方々の雇用条件、社会保険に入っているのか、そうした雇用条件を把握していますか。

○高橋高校教育課長 NS に関しては、以前も申し上げましたけれども、会社のほうに委託していますので、そういう雇用条件については把握しておりません。

○斉藤信委員 重大なことです。学校の現場で一緒に働くのですから。一緒に働いている人の雇用条件がわからない。私こんなことないと思うのです。無権利だと思います。例えば人件費をちゃんと保障するとか、健康保険に入るとか契約条件にもないのですか。健康保険に入っていないなら国保です。交通費は支給されているのか、何校もかけ持ちしてやっているのです。一つは、雇用条件からいって、今非正規が大問題になっているときに、学校の現場でこういう問題は率先して解決すべきです。もう一つは、教育の内容からいって、大体、指導教官の指導を受けないということが請負契約の前提なのです。英語の指導教官と連携とらずに、その決められた時間だけやるなんていう、私はこういう教育はあり得ないと思うけれども、まずこれは実態把握すべきではないですか。どういう雇用条件なのか、全く無権利で働かされているとしたら是正すべきです。いかがですか。

○高橋高校教育課長 委員おっしゃられたとおり、今後会社等と連絡を密にとりながら、内容について聞いてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 この問題については、こっそり補正予算に入ったときに、もう既にNSは導入していたというので、ここで大問題になって、私はそのときにも偽装請負の疑いがあるし、それは全国で問題になっているし——あなた方それを広げながら雇用実態を今までつかんでもいない。許されないことですよ。教育の現場で子供たちの就職難打開に取り組んでいるときに、みずからは学校現場で全く無権利の非正規の人を使うなんていう、私はこの感覚自身も教育の現場から打開していく必要があるだろうと。教育長、きちっと責任持って対応してください。あのとき教育長がしゃべったでしょう、きちんとやりますよと。やっていないではないですか。教育長の答弁を求めたい。

○法貴教育長 NSにかかわる雇用問題が全国的に取り上げられて、千葉、新潟とか、赤旗新聞を読ませていただきましたけれども、そういうことがなされているということは承知しておりますけれども、そういうことで、ここで何回も検証しながら、現場で問題があれば解決していきたいと答弁してまいりましたけれども、今雇用問題のところでもまだ実態が把握されていないと答弁しておりますので、もう一度そういうところをきちんと丁寧に検証しながら進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 毎日学校に来ているのですから、本人から聞けばすぐわかることなのです、どういう雇用条件で採用されているか。そういうことを今までしてこなかったというのは本当に教育委員会の怠慢です。これ学校長が知っているかどうか。これはぜひきちんと対応していただきたい。

それと、190 ページに就職支援相談補助員配置事業、これが169万円ほど増額補正になっています。この時点で増額補正の意味、そして特に県立高校の就職状況、現段階の一番新しい未内定者の状況、それへの対応をお聞きしたい。

○佐々木産業教育担当課長 まず補助員のご関係でございますけれども、補助員につきましては平成21年度、20校に20名を配置したところでございますけれども、ご存じのとおり、の経済状況、就職内定状況を踏まえまして、平成22年度は4校追加しまして24校、24名の配置をしたところでございます。それにかかわる増額というところでございます。

現在就職の内定状況でございますが、1月末で92.8%——全日制、男女をまとめたものでございます——という状況でございます。昨年度よりは大幅改善はされておりますけれども、未内定の生徒は1月末の段階は248名で、複数名ある学校に電話で問い合わせたところ、半分ぐらいは内定が今の段階で進んできているという情報ももらっております。いずれこの数は減るとは思いますが、まだまだ100名を超える生徒が未内定ということで、

今後とも卒業を踏まえて、時間はないのですけれども、頑張っていきたいと思っております。さらに、未内定で卒業する場合については、商工労働関係を含め支援を引き続きやっていけるように進めていくつもりでおります。

○斉藤信委員 今回の県立高校の場合には92.8%で、1月末で未内定が248人、そのうち半分程度は内定がとりつつあるということで、この努力は評価をしたいと思えます。しかし、100名以上が未定で見通しが無いということは深刻な事態ですので、ぜひあらゆる手立てをとって3月末までには基本的には解決をしていただきたい。

それで、あわせて配慮していく必要があるのは、求人が大幅に半分ぐらいに減っている中での内定の高さなのです。これは本当に努力の結果なのだけれども、逆にいけば本意に就職するケースも出てくる。3年以内の離職率が50%近いわけですから、そういうことにならないような配慮もしてほしいし、3年以内で半分近くが離職する理由には、生徒の要因だけでなく、企業の側の休みがとれなかったとか、残業代が出なかったとか、人間関係が悪かったとか、私はそういう要因も極めて大きいものがあると思えます。たしか盛岡商業高校でしたか、離職状況の調査もしているのだと思えますけれども——私は企業から聞いても正確な答えは出てこないと思うのです。実際に離職した人たちがどういう理由で離職せざるを得なかったか、こういうこともしっかり聞いて対応すべきだと思いますが、その調査状況といたしますか、実態の把握はどうなっていますか。

○佐々木産業教育担当課長 確かに今年度、離職にかかわりまして、高等学校教育研究会の進路部会のほうで調査をするということで、実際に実施しているようでございます。現在分析と検討しているということで、まだ時間がかかりそうだという話でございます。確かに委員おっしゃるとおり、企業等からのアンケートだけではなくて、卒業生からの聞き取りも大切ではないかと思っております。いずれ離職については、十分考えながら対応を進めていきたいと思えます。

○斉藤信委員 次に、192ページのすこやかサポート推進事業、これは879万円余の減額になっていますが、すこやかサポートの配置状況、毎年毎年少し減っているような気がしますけれども、配置状況、取り組み状況、その成果はどうでしょうか。

○菊池小中学校人事課長 ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

○斉藤信委員 答弁が後になりそうなので、高等学校費で、194ページなのですが、教職員費が7億6,700万円余の減額になっています。小学校、中学校も減額にはなっているのだけれども、高校の減額が特に大きいのです、7億円と。なぜ高校の教職員費は大幅な減額にな

ったのかお示しいただきたい。

○菊池小中学校人事課長 失礼をいたしました。すこやかサポートの配置状況でございますが、小学校の30人を超える学級を持つ学校に89名、89校に配置してございます。それから、すこやかサポートの一つでございますが、複式を抱える学校、14名を超える児童がいる学校に47名、47校に配置してございます。

○及川参事兼教職員課総括課長 高等学校費の教職員費の減額幅の関係でございますが、欠員補充者等の現場への補充人員が62人ほど減っております。これが一番大きな要因かと思われま。あと、小中学校については、当初見込んだ定数等大きな動きがございませんでしたが、高等学校費については欠員補充等の教員の人員の減が60人を超える減がございませので、このような大きい金額になったかなと思われま。

○斉藤信委員 すこやかサポートについては、この間の推移、事業費でいいですから、さっきの89人、47人で事業費としては見込みでどのぐらいになるのか。これは唯一県単なので。少人数学級は金をかけていないのだけれども、これは金をかけてやっていますから、私はこれはいい取り組みだと思うけれども、その事業費の推移がだんだん減ってきているのではないかと心配をしていますが、そこを示していただきたい。

あと、高校の教職員費で62人欠員補充が大幅減額の要因だと。これは問題ではないですか。62人も欠員補充できないとなると、学校現場も大変苦勞しているのだと思うけれども、何で欠員が補充できないのか、そこもあわせて示してください。

○及川参事兼教職員課総括課長 62人補充ができなかったというよりも、当初見込んだ人数よりも少なくて済んだという結果でございます。

○高橋博之委員長 よろしいでしょうか。

○斉藤信委員 いやいや、まだ答えもう一つもらってから、すこやかサポート。出てこないの。

○高橋博之委員長 時間かかりますか。

○菊池小中学校人事課長 お時間をいただきたいと思いま。

○高橋博之委員長 この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたしま。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑に関連して菊池小中学校人事課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池小中学校人事課長 斉藤委員よりお尋ねいただいておりました件ですが、すこやかサポートにつきましては、昨年度決算ベースで137人の実績でございました。2億5,700万円余という事業費でございました。平成22年度2月ベースにおきましては132人の実績でございます。事業費は2億5,900万円余でございます。ほぼ前年並みということになってございます。学校生活サポートにつきましては、昨年度の9月補正段階、年度途中からでしたので、60人、3,900万円ということでしたが、平成22年度は142人、2億7,600万円となっております。

○高橋博之委員長 質疑を続行いたします。

○斉藤信委員 高等学校の教職員費7億6,700万円余の減額ですけれども、これは県費分も入っているのですか、それとも全額国庫ですか。

○及川参事兼教職員課総括課長 これは給与費のみでございます。それが当初見込んだより、例えば欠員補充等の人員の減というお話し申し上げましたが、もちろん当初見込んだほど欠員がなかったこと、その中身につきましては例えば育休とか産休補充とか、そういったことに対する補充というのが当初見込んだほどなかったと、そういう中身だということです。

(「財源の話です」と呼ぶ者あり)

(「県立学校ですよね」と呼ぶ者あり)

○及川参事兼教職員課総括課長 高校でございますので、財源につきましては全額一般財源、交付税措置のみでございます。

○斉藤信委員 全額一般財源 7 億 6,700 万円余、これは過大に見込んだというか、結果としてはそうだったと。これだけの財源があれば 35 人学級やれるではないですか。教育長、国がやっと 35 人学級を 1 年生でやって、これはプラス・マイナスあると思うけれども、必ず増員になると思います。加配分がいくら減らされるかわかりませんが、国が 35 人学級を 30 年ぶりに措置するといった場合に、これはマイナスということは絶対ないと思うのです。ましてや 7 億 6,700 万円余の財源があれば、この時期にこういう拡充をするということは、十分財源的にもこれは可能なのではないのでしょうか。

○法貴教育長 県立の高校の教職員というのは県単がほとんどありません。国費、地方交付税算入されている標準法でされていますので、その実績に応じて地方交付税——本来は一般財源なのですから——標準法上算定される人数で地方交付税がそのまま入ってきていますから、この分地方交付税が落ちていくということになりますので、その分をほかに使えるということではないわけでございます。国費ではないのですけれども、一般財源ですが、国費に近いような交付税措置になっているものです。

それから、平成 23 年度の加配の状況等に振りかえられるのではないかという話もあるのですけれども、少人数指導とか少人数学級で来ている加配は、21 人くらい落ちてきているのです。それで、標準法で、例えば小学校 1 年生に 35 人学級をやれば 26 人くらいふえてくる。だから、プラス 5 なのですけれども、プラス 5 では小学校 3 年、4 年に拡大する数値には遠く及ばないとなっているところがございます。

○斉藤信委員 これは財源のところでも減になっているのですか。これを見ると、総務部のところにも財源問題でお聞きしたいのだけれども、総務部の予算の中では財政調整基金で 52 億円、県債管理基金で 40 億円積み増すのです。私こんな財源あるのだったら、もっと使えばいいのではないかと思って。だから、今のやつもそのようにやったら減っているはずなのです、財源的には。減らないで、いわば基金積み増しというように財源的にはなっているのではないですか。財政に詳しい教育長。

○法貴教育長 詳しいかどうかは別問題として、交付税措置のある高等学校教職員の分は、その分減れば交付税も減ってきます。翌年度精算みたいにして減ってきますので、その分は恐らく来ないと思います。それから、財政調整基金と県債管理基金に積み増すということについては、恐らく執行の段階でかなり節減に努力した形として財政調整基金に行くのではないかということと、それから翌年から繰り越されてきている分がありますので、繰り越し財源の 2 分の 1 は財政調整基金に積み増さなければならないことになりますから、恐らくそういう関係で積み増ししたのではないかなと思います。ただ、総務部審査ではありませんので、予測の範囲内で答えればそういうことかと思えます。

○斉藤信委員 総務部審査ではないけれども、財政調整基金で52億円、県債管理基金の積立金で40億円、積み立てるのは90億円です。私今どこを削ったかわからないけれども、これだけの財源、わずか一部を活用すれば十分できるということは指摘だけにとどめておきます。

それで、198ページの特別支援学校費の施設整備費6億8,000万円は、説明があったとおりなのですが、一関清明支援学校でしたか。文部科学省が全国的に調査したときの特別支援教室の不足数は58教室、この解消の見込み、計画というのは立っているのでしょうか。

○鈴木特別支援教育担当課長 先日、委員に資料提供申し上げましたけれども、本県でも特別支援学校の教室不足というのはございまして、68教室ございまして、それにつきましては長期的に検討していく部分と、それから短期的にすぐにやらなければならない部分と二つございまして、長期的な部分については、今年度は推進プランの中で整備計画、課題を洗い直して整備計画をとということで進めたのですけれども、御存じのように、国の就学制度が改善されるという方向で動いておりますので、当面そういったようなところの基礎資料を収集するという形で、今検討はそういうところに注いでいるところでございます。ただ、根本的に解消するということになれば、そういったようなものを見据えて、そしてある程度大きな予算が必要になってきますので、それに基づいて計画的にやっていかなければならない部分があるなと考えているところでございます。ただ、やはり入ってくる生徒に対して教室を準備しなければならないという、また一方ではございますので、そこにつきましては学校施設のほうと連携をとりまして、まず必要な部分についてはどうすればいいかというところを現場と相談して対処しているところでございます。

○斉藤信委員 これで終わりますけれども、68教室、特別支援学校で教室不足だと。特別支援教育のようなどころほど本当に一人一人に行き届いた教育が進められなくてはならない。ある意味でいけば教育の中でも優先課題。そういう意味では、しっかり計画を立てるべきではないか、短期、中期にしても。そういうことでしっかり対応していただきたい。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○高橋元委員 先日、公立高校の出願状況が新聞に出ておりましたので、それを見ておったのですが、ちょっとわからないなと思ったところがありましてお尋ねしたいのですが、葛巻と軽米の推薦入学です。これは連携型入試ということで、町内の中学校と中高一貫ということをお聞きしました。志願者というところに6人、7人とあったのですが、これはそういう連携校以外からの志願ということなのかという確認が一つ。

それからあとは、おおむね10%ぐらい推薦枠を設けているようですが、5%のところが大船渡と伊保内でしたか、あるのですけれども、これはどういうことで5%になっているかということ。

それからあと、例えば平成22年の入試の関係で、不合格になって私立高校に入学したとか、あるいは通信制とか定時制とかそういうところに入學したと。場合によっては、ことしまた再受験という方もあるのかもしれない。その辺まとめておられるのであればお尋ねしたいし、あとは就職を希望している子がいるのかどうか。あるのでしょうか。その辺の就職の内定なんかはどのようになっているか、データがあればお尋ねしたいと思います。

○高橋高校教育課長 先ほどの御質問の件でございますけれども、連携型とって中学校

と高校が一緒になって勉強するという形になっているのですけれども、その場合、葛巻の場合は80人の定員で、連携型で50人を採ります。それから、軽米の場合は120名で71名を採りまして、中学校のほうには連携型で受験するか、それともほかに出るかというようなことが問われるというような形です。そこで、50名枠に幾らとかというようにして、あと残りの分は委員おっしゃったようにほかから募集するというような形になろうかなと思います。

10%というのは、これは10%以内ということなので、10%という学校と、それから5%という学校があろうかと思えます。それから、体育系の学校は50%というような形になっております。

不合格で私立高校とか、今ちょっと資料を持っておらないので、後で調べて説明させていただきたいと思えます。

○佐々木産業教育担当課長 高橋委員の御質問でございますが、多分中学校卒業の段階での就職ですね。私のほう、産業教育のほうでは、高校卒の段階でございまして、中学校のほうについては承知していないところです。

○郷右近浩委員 一般質問でも質問させていただきましたが、多目的屋内練習施設について、若干補足というか、二、三質問させていただきたいと思えます。今基本設計、そして実施設計ということで設計の委託を行っている時期になってはいますが、設計が公表されるというか、どのようなものになるというのがはっきりと示されるのは大体いつぐらいになるものなのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 多目的屋内練習施設の基本設計につきましては、2月末というときょうですが、3月頭には公表できるということになります。

○郷右近浩委員 そうしますと、今度は実施設計ということで、具体的に中の部分になってくるとは思うのですけれども、一般質問の中でも私自身は木をふんだんに使ったというか、岩手県らしいなどというような言い方をしましたけれども、やはり施設をつくっていくときに、林業関係者というか、木材関係者というか、そうした方々が今回岩手の取り組みとして注目をしているといった中にありまして、県の木材産業協同組合のほうでも木材を供給してくれと言われた場合にどのようにしようということで、当初この設計というのは、今回の多目的屋内練習施設建設ということの計画がなった時点からさまざまなことを考えて行動しておられたに聞いております。一般質問の答弁の中では、やはり工期の問題とか、さらには金額の問題等もかねてより聞いておりましたけれども、そうした中で一緒になって取

り組んでいくことで、例えば具体的に言えば木材もなるべく安く出していただくとか、何らかの協力体制というのはお互いにやっているとではないかと思うわけですが、そうした取り組みを、今からにはなるかもしれませんが、まだ実施設計になるまでの間に一緒になって考えていくというような素地はあるのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 木材関係の団体などからの御要望もたくさんあったことは承知しておりますし、これからもできる限り木材を使ってという観点に立っておりますので、協力しながら実施設計に入らせていただきたいと思いますと考えております。

○郷右近浩委員 そのようにお願いしたいと思います。基本設計が出たと、これ以上設計は変えられないという話ではなく、実施設計に至るこの期間——きょうまでということで逆にびっくりしたのですけれども——そうした中で何とかお互いにいい施設をつくっていきましょうという、そうした思いは一緒だと思いますので、ぜひとも理解をお互いに得ながら進めていくと、そうしたことを進めていただきたいと思います。要望で終わります。

○小西和子委員 1点だけ伺いたします。2月23日の私の一般質問に対する答弁についてでございますけれども、高校授業料無償化につきまして、他県より授業料の納付対象者が多い理由をどのように分析しているかという問いに、東北4県において同程度の納付対象者数であると、平均66.5名との御答弁でございました。総数に宮城県は9人、青森県は1人の既卒者、合わせて10人を加えていたのです。2の条例案の内容というのには、(1)は専攻制とか特別専攻制に在学する者、それから(2)が卒業または修了した者ということで、この二つに該当する人は授業料を納入しますよと。問題は(3)だったはずですが、36月、48月を超えた者ということ、そこが論点だったのですけれども、なぜか既卒者がもぐり込まされていたということです。こういうのは余り意味がないのではないかなと思います。宮城県は、確かに岩手県より多いです。既卒者を除いても79人なのです。ただ、学生数も多いわけです。岩手県は宮城県に次いで66人納付対象者がいるわけですが、生徒1,000人当たりで見ると、岩手県は大体2.0、宮城県は既卒者を入れないで1.7、入れても1.9というふうに、やっぱり岩手県の割合が高いなと思いました。県の平均を出すことが果たしてどうなのだろうと私は思いました。問題は、東北でも法の趣旨に基づいて、福島や山形はゼロですよ。その法の趣旨に岩手県もどうやって近づけたらいいかということが大事なことだと思うのです。多くの方々もそれを望まれておりますので、是正したいと多分県教委の皆様方も思っていると思うのです。そのあたり、教育長、本心を。やっぱり教育の機会均等ということからいっても、それから民主党の目玉政策である高校授業料の無償化、これはすばらしい法だと私は思います。本当は是正したいなと思っているのではないかなと思って、教育長に伺います。いかがでしょうか。

○法貴教育長 議会の御要望を踏まえて、今年度中に見直しできるところはきちんと見直ししましたし、それなりに是正はしてきているはずです。それに山形県は特殊な例でして、今ありませんよねと言うのですけれども、条例では取ることにはなっているのですけれども、その施行がなされていないということが一点あります。ですから、各県それぞれ悩みながらやっているのだと思うのですけれども、全国を見れば半々の状態になっている、こういう状態で、高校の授業料無償化の——皆さんよく経済的負担が多くて行けないのではないかとこのところがあるのですけれども、経済的負担のところは減免制度が残っているのです。ですから、減免も使い、授業料無償化も使い、では最後に何が残るかということなのですけれども、病気の方は授業料無償化にしました。ということは、最後はどういう状態になるかと言うと、出席日数が足りなかったとか、ちょっと学校に来たくなかったとか、あとはさまざまな例があるのですけれども、そういう中で負担の公平性のところをどう読み取っていくかということ、相当事例を積み上げていかなければいけないのではないかなと思っていまして、直ちにここで是正する気持ちはと言われると、制度的に是正するものがあればぜひともやっていきますけれども、今のところいいところまでは来ているのではないかなと思います。

○小西和子委員 何とかしたいなということは伝わってきました。全日制の納付対象者が東北の他県と比べて多いのですけれども、他県ではそれぞれの学校に判断を任せているところもありますので、ぜひ教育的配慮を今後行っていただけるような、そういう方向で検討いただければと思います。要望です。

○斉藤信委員 一つ目に、奥州市内のシックスクール問題について。シックスクール症候群、化学物質過敏症という形で診断された生徒は結果的にどうなっているか。現時点でどういう対応になっているのか。私は、これはやっぱり市の教育委員会、学校の対応が極めてまずかったと。結局工事中断しないで被害を広げたいと思いますけれども、原因究明の検討委員会ですか、立ち上がったようですが、この原因究明の状況はどうなっているかを示していきたい。

二つ目に、これは2月17日の新聞に出たのですけれども、県立総合教育センターの中学校教員調査で半分の先生が家庭学習の準備の時間がとれないと、私はまさに教師の多忙化の実態が示されていると思いますけれども、この具体的な改善策、これは何度も何度も、現場からも、この委員会でも議論されているのですけれども、抜本的な改善策をとらないと、結局犠牲を受けるのは子供たちです。この打開の方向をどのように検討されているか。

あと最後、三つ目、スクールカウンセラーの配置状況、そして待遇についてお聞きをしたい。スクールカウンセラーの場合は、臨床心理士などの専門的な資格を持ったそういう方と、

あと学校のOBで、いわゆる教育カウンセラーというのでしょうか、そういう方々の配置があると思いますけれども、聞くところによると専門的な資格を持ったスクールカウンセラーは請負契約なのです。これだけの専門的な知識、技術を身につけた方々は、きっちり県の教育委員会として採用して配置をするという方向に転換すべきではないかと私は思いますけれども、今の状況を含めて答えていただきたい。

○宮野学校施設課長 奥州市のシックスクールの関係でございますけれども、胆沢第一小学校におけるいわゆるシックスクール問題におきましては、これまで22名の児童がシックスクール症候群と診断されておまして、その児童につきまして直近の状況を聞きましたところ、3名につきましては6月と9月に他の小学校のほうに転校しておるところでございます。それから、2名が自宅学習、それから2名が個別学習、あと残りの15名については通常どおり学校に通っているということでございます。

なお、シックスクール症候群と診断を受けた22名の児童のうち、3名が化学物質過敏症という診断を受けておまして、3名のうち2名は、先ほど申し上げた他校のほうに転校している。1名はもとの学校に残っておるといったような状況でございます。10月4日でしたか、校舎にまた戻りまして、校舎での授業を再開しておるわけでございますけれども、その後個別学習とか自宅学習とか、そういったサポートをするための支援員、2名を張りつけたり、あるいは朝、夕、それぞれクラスで健康状況の確認をするといったような配慮をしながら授業を再開しておまして、校舎使用再開後に新たなシックスクール症候群を発症した、体調を崩したという事例はないというようにお聞きをしております。

それから、2点目の原因究明の関係でございますけれども、奥州市におきましては、シックスクール症候群発症の原因を究明する、あるいは市の対応策の検証、さらには今後の再発防止に向けてのマニュアル策定に向けての提言をいただくという、そういう目的のもとに第三者委員会、正式には奥州市シックスクール症候群調査委員会ですが、これを11月に立ち上げまして、これまで5回ほど現地調査を含めまして会議を開催してございます。会議そのものは一応終わったようですが、まだその報告書については取りまとまっておりませんので、これからいろいろ委員と文書でやりとりをして、報告書をまとめるという段階でございますので――私どもが会議の審議の状況でお伺いしているところでは、接着剤などが原因でないかという話がありましたので、廊下あるいは掲示板、クロスなど、校舎の4カ所から接着剤のサンプリングをして、これを専門業者で分析をしていただくといったようなことなどもしたようでございますけれども、結果としては、仕様書どおりの接着剤であったと。特に問題のあるようなものではなく、いわゆるフォースターと呼ばれる、ホルムアルデヒドの最も少ない仕様書どおりの製品の使用であったといったようなこともございまして、個別の原因物質の特定というのはなかなか難しいのではないかなという状況になってい

るとお聞きをいたしております。

○及川参事兼教職員課総括課長 教職員の多忙化の件でございますが、私どもも平成 21 年度に職員団体の方も含めましてワーキンググループを設置いたしまして、その多忙化の改善策について検討して、提言をさせていただいたところでございます。その際に、例えば現場でどういうものが忙しい、多忙化の原因になっているかということで、その改善策として、例えば校務分掌の見直し、部活の休業日、部活をやらない日を設定する、あるいは発出文書の厳選、そういったことを提言させていただいたわけなのですが、提言はさせていただきましたが、では具体的に現場でそれがどのように多忙化の改善になったかというのは、なかなかすぐ把握はできておりません。

そこで、では何に時間をとられているのか、どういうことがメスを入れるべきことなのかということで、現場からの要望等もございまして、実際に時間外勤務の状況を全部チェックしてみようということで、現場の教職員の皆さんに協力をお願いすることにしております。平成 23 年度からどういったことに、例えば校内の会議にどれぐらいかかったとか、地域の方とのいろんな調整ごと、協議、話し合いにどれだけの時間をとられたかとか、あるいは所内の会議の時間がどうだったかとか、そういったことを各教職員がどれだけ時間外勤務をして、その業務内容はどうだったかというのを全部登録してもらおうと。もちろん今パソコンが行き渡っておりますので、これをワンタッチで時間を入力して、あるいは我々が考えられる業務の中身を A B C D とずらっと並べまして、A の業務でどれぐらいかかったというようなチェックをしてもらいまして、それを学校ごとにまとめてもらいまして、県内全体をまとめていくということで、こういったことはもうちょっと改善の余地があるのではないかとということを実際の数値でチェックして検討していこうと。そういうのを登録することによって、現場の教職員の皆さんも、教職員みずからがこういったことを改善の余地があるのではないかと、自分でのそういった再認識、改善策に向けた取り組みの資料にできるのではないかと。そういった趣旨も踏まえまして、平成 23 年度から業務時間の把握というのをお願いしようということで、今具体的にどういったやり方でやるかというのを現場の皆さんに説明して、一緒に取り組んでいこうという考えでおります。

○田村生徒指導担当課長 委員から御質問のありましたスクールカウンセラーについてでございますが、まず配置状況につきましてですが、今年度、国の補助事業といたしましては小学校に 6 校、そして中学校 126 校に配置、これは週 1 回、年間 35 回という配置です。ほかに、巡回校として中学校 61 校、これは年 6 回または 8 回の訪問ということになってございます。高校 1 校、これは県立杜陵高校に 2 名配置してございます。また、県の単独事業といたしまして、県内高校を 10 のエリアに分けまして、高校カウンセラーを 10 名配置している状況でございます。よって、中学校、高等学校にあっては、すべての中高においてスク

ールカウンセラーを活用できるという体制を整えているという状況になってございます。

次に、待遇につきましてですが、非常勤職員ということで、非常勤職員の取り扱い要領に基づきまして、給与については報酬ということで実施してございますし、交通費については費用弁償という形で実施しております。先ほど申し上げましたように、多い方で週に1回、複数校をかけ持つと二つ、三つということにもなっておりますけれども、おおむねそういう形で、他の業務というか職業とも兼ねている方々もいるような状況にありまして、現在非常勤職員ということで対応させていただいているところでございます。

○斉藤信委員 シックスクールの問題は、これは発症した場合にすぐ治らないといいますが、深刻な問題で、本当にこれを教訓にしていかななくてはならないと思います。原因究明がいま一つ進まないのですけれども、ホルムアルデヒドとかトルエンと言っているのはもう時代遅れなのです。それ以外の物質でシックスクール症候群が発症していると、全国的に新しい問題なのです。だから、そういうことも含めて調査しないと、ホルムアルデヒドやトルエンではなかった、わからないと。そうではないのです。要は国が指定したものの以外のところで発症しているというのが今の新しい問題だし、私は胆沢第一小学校もそうだと思いますよ。TVOC検査をやっていますから、そこで全体の有機化合物のデータが出るわけだから、そういうことも含めた、徹底した究明すべきだと。環境保健センターの専門家に聞けば、それはすぐできるのですよと、そういう今の科学技術の水準にもありますよという話をしていますから、私はかなり早い時期に本当はできたのだと思います。3月にシックスクール症候群が発症して、7月までそれをやらないで放置してしまったということは、ここに一番の問題があったのではないかと考えていますので、もう5回の委員会が終わった後、報告書にまとめたと言うのだけれども、やっぱり今のレベルにふさわしく、全国的にそういうことが問題になっているので、きちっと対応していただきたい。

あと、県立総合教育センター中学校教員調査というのを、私せっかく紹介してやったのです。17日に教育研究発表会までやられているのでしょうか。来年度、どの業務にいくら使っているかを調べますなんていうのは、私は何を今さらという感じですよ。教員の多忙化が問題になって、あなた方が報告書まで出して、大体実態はわかっているわけです。業務が多いというのと先生が少ないということです。根本的なメスを入れようとしなから、調査、調査、調査と、解決に結びつかない調査ばかりしているのです。例えば県立総合教育センターの調査でも、部活動で時間がとられて、宿題の準備も授業の準備もできないのだと。もう一つは、部活動で子供たちが疲れているので宿題を出しにくいと、この二つが出ているわけです。部活の問題については、地域の専門家といえますか、そういう人たちを積極的に活用するとか、あとは中学校も少人数学級にして先生の負担を減らすという抜本的な方向に踏み出さないといけないのではないかと。クラブ活動に先生が携わっているというのは、日本の

な教育のあり方なのだと思うのです。諸外国ではないのです。しかし、子供の成長にとっては、クラブ活動というのもまた大きな役割を果たしているというのも重要な側面なので、私は日本的なそういう教育の特徴、特性を生かしながら、しかし思い切って専門家を活用できるところ、地域の人たちを活用できるところは活用していく方向が必要ではないかと思えます。

スクールカウンセラーの問題で、結局待遇が悪いから別の仕事をせざるを得ないのです。これ両面あると思うのです。そして、教員OBがやっているところもあるので、例えば教員OBの場合は、地域の中学校だとか高校とか小学校へ行くのは、それはいいのです。しかし、若手の専門的な資格を持っている人たちは、一関に行ったり、宮古に行ったり、すごいことをやっているのですよ。それで、非常勤待遇だと言うけれども、実際には請負です。だから、こういう貴重な専門家をどのように活用するかというのは、2種類ありますので、私は一律には言いませんが、もう少しその実態を含めて、これから需要が高まる分野で、本当に効果的で適切な対応というのは検討すべきではないでしょうか。

○田村生徒指導担当課長 委員御指摘のことはそのとおりだろうと考えてございます。本県、専門家というか、臨床心理士の方の人数というのも限られておりますので、そういう方々とも連携をとりながら、十分今後の対応については検討してまいりたいと考えてございます。

○佐々木教育次長兼学校教育室長 家庭学習と部活動の件でございますけれども、2月中旬に県立総合教育センターで行われました県の教育研究発表会で、委員御指摘のような研究結果を提示したわけでございまして、県立総合教育センターでの調査結果で問題になりましたのは、子供たちの大体15%から20%ぐらいの間で、平日4時間ぐらいのかなり長い時間部活動と、それからそれに引き続くスポーツ少年団活動がございまして、かなり長時間毎日活動しているという実態がこれは昨年度の調査でわかっておりました。

実は、部活動に引き続いて、同じ場所で学校が部活動から今度はスポーツ少年団に切りかえると、そのときに地域の指導者が入るときもありますけれども、教員が引き続き指導者として、6時を境にしてその後はスポーツ少年団の指導者という形で活動しているという事例が2割程度ございまして、そここのところで今回の県立総合教育センターの調査では、部活動並びにそれに引き続くスポーツ少年団等の指導が長時間に及ぶために、なかなか家庭学習の課題の準備ですとか、あるいはチェックでございまして、そういう時間がとれないというようなアンケート調査だったわけでございます。

このことにつきまして、シンポジウムを開催したわけでございますが、パネラーからはい

ろんな御意見ございましたが、いずれ通常は、激しいスポーツの運動部の場合には、大体2時間から長くても2時間半ぐらいが適切なのではないかと。中学生であれば、6時から6時半ぐらいには下校するというのが適正ではないのかというような御意見をいただいたところでございます。ただ、やはり全国大会等に進出するような部活動を持っているような学校は、地域の保護者からの期待も大きい、それから子供たち自身もやりたいというような部分がございます、頭から全部押さえつけていいのかというような御意見もございまして、学校と保護者との話し合いと申しますか、それをきちっと行うことによって、生徒、それから教員のそういう――後から障がい等が起きる場合もございまして――科学的なスポーツ活動になるように学校と保護者との話し合いをぜひしてくれというようなことがシンポジウムで出されたわけございまして、県教委並びに市町村教育委員会は、そういう話し合いをぜひサポートしていくことが必要であるというような御提言をいただいたところでございますので、私どもといたしましてもその方向で各学校を指導した上で、保護者の皆さん方との話し合いをしていただけるようにサポートしてまいりたいと考えております。

○高橋博之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第56号平成22年度岩手県一般会計補正予算第6号中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係及び第2条第2表繰越明許費中、第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原副部長兼総務室長 議案第56号平成22年度岩手県一般会計補正予算第6号のうち総務部関係の歳出について御説明申し上げます。

お手元の冊子、議案その5の8ページをお開き願います。10款教育費のうち8項大学費の9,161万円の増額、及び9ページ、一番上になりますが、9項私立学校費の9,403万円の減額が総務部関係の補正予算であります。

なお、詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、

恐れ入りますが、予算に関する説明書の 206 ページをお開き願います。10 款教育費、8 項大学費、1 目大学費の補正額 9,161 万円の増額であります。これは国の地域活性化交付金を活用し、岩手県立大学の教育研究の質の向上を図り、地域の中核人材の育成を推進するため、大学が行う施設等の整備に要する経費に対して補助を行おうとするものであります。

次に 207 ページ、下のページでございますが、9 項私立学校費、1 目私立学校費の補正額 9,403 万円の減額であります。これは私立高等学校等就学支援金交付金及び私立学校運営費補助等の事業費の確定による減額のほか、認定こども園整備事業費補助の増額、並びに新たに国の地域活性化交付金を活用し、私立の特別支援学校の生徒がより質の高い環境のもとで自立のための教育が受けられるようにするため、私立特別支援学校が行う教育施設設備の整備に要する経費に対して補助を行うもので、私立特別支援学校自立支援施設等設備事業費補助を創設することに伴い所要の補正を行うものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案その 5 にお戻りいただきまして、23 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費のうち総務部関係は、10 款教育費、8 項大学費 9,161 万円と、9 項私立学校費 1 億 4,018 万円余であります。これらの事業は、いずれも補助対象者との調整に不測の日数を要することなどにより、事業を繰り越すものでございます。

以上で総務部関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 大学費のほうで、これは施設等の整備ですから関連をするかしないか、県立大学の直近の就職内定状況を示していただきたい。

あと私立学校費のところ、私立高等学校等就学支援金交付金 5,699 万円余の減額というのは、恐らく実績に対しての調整だと思いますけれども、実際に今年度、就学支援金、250 万円以下の場合には基本的に授業料相当分、そして 350 万円のところまでは、国の部分は 1.5 倍、それに県が上乗せということになりますけれども、それぞれ対象人数と全体の生徒数の中での比率はどうなりますか。

○八重樫総務室管理課長 今年度、平成 22 年度の岩手県立大学の就職内定状況、1 月 31 日現在の数字でございます。看護学部が内定率 97.6%、社会福祉学部が 74.3%、ソフトウェア情報学部が 85.6%、総合政策学部が 73.0%、4 年制大学の計としましては 81.6%の就職

内定率でございます。

それから、短期大学のほうでございますが、1月31日現在で盛岡短期大学部は52.9%、宮古短期大学部は48.9%という厳しい状況になっております。

○清水私学・情報公開課長 就学支援金の交付にかかる加算者の割合でございますけれども、これは毎月の月数に応じまして、若干その月に認定になっている者が異なるわけでございますが、250万円以下の世帯で2倍加算となっている者の割合が全体の18.1%、250万円から350万円未満の世帯で1.5倍加算となっている者の割合が6.4%、合わせまして加算分が全体の24%となっております。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。